

国際会計基準（IFRS）に係る討議資料（5）

この資料は、主要な検討項目のうち、「非上場企業・中小企業への影響、対応のあり方」に関するものを中心に取りまとめたものである。

I 我が国における非上場企業・中小企業の会計

株式会社が作成する会社法上の計算書類（会社法第 435 条）に関し、株式会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとされている（会社法第 431 条）。これらの計算書類は、会社法上の大会社（資本金 5 億円以上、または負債総額 200 億円以上の株式会社）においては、会計監査人の監査の対象となっている（会社法第 2 条第 6 号、第 328 条、第 436 条第 2 項）。

（注）有価証券を金融商品取引所に上場している発行者、有価証券の募集・売出しを行った発行者等、開示義務がある者については、金融商品取引法上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従って財務諸表を作成することとされており（金融商品取引法第 193 条、財務諸表等の用語、様式及び作成方式に関する規則第 1 条）、具体的には、企業会計基準委員会により作成・公表された企業会計の基準等に従うこととされている。これらの財務諸表は、金融商品取引法上、公認会計士又は監査法人による監査の対象となる（金融商品取引法第 193 条の 2）。

中小企業の会計に関しては、日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会の 4 団体が主体となり、2005 年 8 月に、「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という）が取りまとめられ、公表されている。

「中小指針」は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものであり、このような目的に照らし、一定の水準を保ったものとされている。もっとも、会計参与を設置した会社が、「中小指針」に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではないとされている。

その後、非上場会社、とりわけ中小企業への会計基準の国際化の影響を回避又は最小限にすべきとの問題意識等から、企業会計基準委員会などの民間団体により設置された「非上場会社の会計基準に関する懇談会」や中小企業庁に設置された「中小企業の会計に関する研究会」の議論等を踏まえ、2011 年 2 月に「中小企業の会計に関する検討会」が設置された。この検討会において、中小企業の実態に即した新たな中小企業の会計処理のあり方について検討が重ねられ、2012 年 2 月に「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という）が取りまとめられた。

(注)「中小企業の会計に関する検討会」は、中小企業関係者、金融関係者、会計専門家、企業会計基準委員会（ASBJ）、学識経験者で構成され、さらに金融庁、中小企業庁が事務局として、法務省がオブザーバーとして参加している。

「中小会計要領」は、

- ・ 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ・ 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- ・ 中小企業の実務における会計慣行を十分に考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ・ 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計

が重要であるとの考えに立ち、「中小指針」と比べてより簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に作成されており、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準（IFRS）の影響を受けないものとされている。

(注) 本合同会議においても、これまでの審議の中で、IFRSの導入に関して議論する際には、大企業と中小企業とは分けて議論すべきとの意見が出されている。

II. 諸外国における非上場企業・中小企業の会計

(IFRS for SMEsについて)

「IFRS for SMEs」は、完全なIFRSより大幅に簡略化された、より小規模な企業向けの共通した会計基準を求める要望が先進国・発展途上国問わず寄せられたことに応えるため、IASBにより2009年7月に作成された。

「IFRS for SMEs」の特徴としては、

- ① 中小企業に関連しない項目を削除するとともに、要求される開示の数を大幅に削除していること
 - ② 複雑なオプションを排除していること
- などが挙げられる。

(諸外国の動き)

- ・ 米国においては、非上場企業等の連結及び単体財務諸表の作成の要否・形

態は各州法に委ねられている（カリフォルニア州などの一部の州を除いて会計基準の定めはない）。実務的には、非上場企業においても銀行融資などの関係で米国基準に従った財務諸表を作成している例が多数存在している。なお、IFRS for SMEsの使用は認められていない。

・カナダにおいては、非上場企業のうち、公的説明責任のある企業（PAE）に該当する企業（非上場の銀行、保険など）には、IFRSを適用し、PAEに該当しない企業には、カナダ会計基準審議会（ACSB）が作成した私企業用のカナダ基準もしくはIFRSを適用することになっている。なお、IFRS for SMEsの使用は認められていない。

・英国においては、会計基準委員会（ASB）が財務報告基準（FRS）を作成し公表しており、欧州統一の規制市場に上場していない企業のうち、小企業（注）以外の企業はIFRS又はFRSを、小企業はIFRS、FRS又はFRSSE（FRSと同様の会計処理方法を取りながら、会計基準自体の分量を大幅に減少し、開示を大幅に簡素化した基準）を使用することになっている。また、IFRS for SMEsの使用は認められていない。

なお、本年1月30日のASBの提案では、FRSの会計処理方法を一部維持しつつ、IFRS for SMEsの要素を取り入れた基準である新FRSを策定すること等が提案されている。

（注）小企業とは、次の要件のうち、2つ以上を満たす企業

- ①売上高 6,500,000 ポンド以下、
- ②総資産 3,260,000 ポンド以下、
- ③従業員 50 人以下

・フランスにおいては、国家会計基準庁（ANC）が会計基準（PCG）を作成しており、規制市場に上場していない企業においては、連結財務諸表ではIFRS又はPCGを、単体財務諸表ではPCGを使用することになっている。なお、IFRS for SMEsの使用は認められていない。

・ドイツにおいては、司法省が会計基準（HGB）を作成しており、規制市場に上場していない企業のうち、大規模企業においては、連結財務諸表はIFRS又はHGBを使用することになっており、単体財務諸表は、HGBを使用することになっている（但し、情報開示目的で別途IFRSに基づく単体財務諸表を作成することは可能）。中規模会社及び小規模会社においては、連結財務諸表の作成は免除されており、単体財務諸表ではHGBを使用することになっている（但し、情報開示目的で別途IFRSに基づく単体財務諸表を作成することは可能）。HGBでは、企業の規模に応じて、要求される開示義務の範囲などが異なっている。なお、IFRS for SMEsの使用は認められていない。

・中国においては、上場会社に適用されている新企業会計準則が非上場の大・中企業にも適用されている。現在、非上場の小企業については、小企業会計制度が適用されているが、2010年10月に小企業会計準則が制定され、2013年1月1日に発効する予定である（大・中・小企業は、従業員数・売上高・総資産額の3つの基準により、業種別に区分されている）。

（注）IFRS for SMEsの使用は認められていない。ただし、財政部によれば、小企業会計準則は、IFRS for SMEsに準拠するように試みたものとされている。

・韓国においては、非上場企業に対して、上場企業に適用される韓国採択国際会計基準（K-IFRS）は適用されず、非上場企業のための一般企業会計基準が適用される。一般企業会計基準とは、従来のK-GAAPを修正補完して簡素化した基準である。また、非上場企業は、任意でK-IFRSを適用することができるが、一度適用すると、原則として、一般企業会計基準への移行はできないこととされている。なお、IFRS for SMEsの使用は認められていない。

以上のように、諸外国では、非上場・中小企業向けの会計基準として、主に自国基準又は自国基準を修正した基準が使用されている状況にあるといえる。

(議論していただきたい論点)

- ① 会計監査人による監査が求められていない中小企業においても、経営者や利害関係者が会社の経営状況を的確に把握すること等のため、適切な会計処理を行うことは重要であると考えられるが、どうか。
- ② その上で、中小企業における会計処理の特性をどのようにとらえ、またその特性を踏まえ、中小企業における適切な会計処理の確保に向け、どのような点を重視すべきか。
- ③ 一般に、中小企業においては、経理担当の人材が限られていること、会計情報の利用者が限定されていること等を踏まえ、作成者の負担等を考慮した簡素なものとする方向で関係者の考え方が一致していると考えられるが、どうか。
- ④ また、中小企業の会計については、国際会計基準の影響を受けないようにすることで関係者の考えが一致していると考えられるが、どうか。
- ⑤ 以上のほか、非上場企業・中小企業への影響、対応のあり方について、論点とすべき事項はないか。